

福祉事務所要介護認定等訪問調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法における要介護認定、要介護認定の更新、要介護状態区分の変更の認定、要介護認定の取消し、要支援認定、要支援認定の変更、要支援状態区分の変更の認定、要支援認定の取消しおよび介護給付等対象サービスの種類の指定（以下「要介護認定等」という。）における訪問調査（以下「訪問調査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 当該調査に関する対象者は、介護保険の被保険者以外の者（介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に規定する被保険者以外の者）であって、要介護認定等の申請を行った者（以下「申請者」という。）とする。

(実施主体等)

第3条 訪問調査の実施主体は、福祉事務所（以下「所」という。）とする。ただし、所は当該調査を介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同法第8条第25項に規定する介護保険施設、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者および同法第115条の46第1項に規定する地域包括センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）に委託することができる。

2 所は、必要と認めるときは前項の規定にかかわらず、他の市町村に所在する指定居宅介護支援事業者に当該調査を委託することができる。

3 所は、前項の規定により訪問調査を委託したときは、介護扶助要介護認定等訪問調査依頼書（別記第1号様式）により、当該調査を依頼するものとする。

(訪問調査員)

第4条 所から訪問調査を委託された地域密着型老人福祉施設、介護保険施設、指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センター（以下「訪問調査受託事業者」という。）は、当該事業者に配置された介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員で、北海道および函館市が実施する訪問調査員研修を受講した者（以下「訪問調査員」という。）に、当該調査を行わせなければならない。

2 訪問調査員は、当該調査を行うときは函館市が交付する函館市要介

護認定・要支援認定訪問調査員証を携帯し、申請者または申請者と関係のある者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(委託の区分)

第5条 所は、訪問調査の委託にあたっては、次に掲げる申請者の区分を定めるものとする。

(1) 在宅で生活する者および介護保険施設もしくは地域密着型老人福祉施設以外の福祉施設、医療施設に入所または入院している者
(以下「在宅者の申請者」という。)

(2) 介護保険施設および地域密着型介護老人福祉施設に入所または入院している者。

(調査地区)

第6条 在宅の申請者に係る訪問調査については、原則、所が設定した地区ごとに定めた指定居宅介護支援事業者および地域包括支援センターによるものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、前条第2号に規定する申請者について準用する。

(調査内容等)

第7条 訪問調査員は、申請者または申請者と同居する者などと、訪問調査の実施にあたり適切な日時を調整し、面接により当該調査を行わなければならない。

2 訪問調査は、全国統一の様式の認定調査票(概況調査)、認定調査票(基本調査)および認定調査票(特記事項)(以下「認定調査票」という。)により、国が定める「認定調査票記入の手引き」に基づき行わなければならない。

3 訪問調査受託事業者は、第3条第3項に規定する依頼書に指定された提出期限までに、認定調査票に訪問調査実績報告書(別記第2号様式)を添えて、福祉事務所に提出しなければならない。

(守秘義務)

第8条 訪問調査受託事業者の従業員および訪問調査員は、正当な理由なしに、当該調査により知り得た事項を、他に漏らしてはならない。

(虚偽の報告)

第9条 訪問調査受託事業者は、訪問調査に係る結果について、虚偽の報告をしてはならない。

(指導)

第10条 福祉事務所長は、訪問調査受託事業者に対し必要に応じ、訪

問調査に関する指導を行うことができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から実施する
- 4 この要綱は、平成16年4月1日から実施する
- 5 この要綱は、平成18年4月1日から実施する
- 5 この要綱は、令和4年3月4日から実施する

介護扶助 要介護認定等訪問調査依頼書

年 月 日

(居宅介護支援事業者等代表者)

様

函館市 福祉事務所長

下記の生活保護受給者（介護保険非該当）について、要介護認定等訪問調査実績を次のとおり依頼します。

フリガナ					
氏 名		生年月日	年	月	日
		年 齢		性 別	男・女
住 所	〒 函館市 町 丁目 番（番地） 号				
電話番号					

要介護認定等（更新）申請書	年 月 日
要介護認定等調査票提出期限	年 月 日まで

- 1 調査様式については、介護高齢福祉課指定の様式を使ってください。（介護高齢福祉課了解済み）
- 2 要介護認定等調査票は、所定のマークシートにより必ず起源までに提出してください。
- 3 期限までに調査を完了しない見込みがあるときは、函館市中央福祉事務所まであらかじめ報告のうえ、指示を受けてください。
- 4 この調査を第三者に再委託することはできません。
- 5 調査に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。
- 6 調査の実施に当たって問題が生じたときは、直ちに報告してください。
- 7 本所が必要と認めた場合は、依頼の内容を変更または中止することがあります。
- 8 上記のほか、本調査に関しては生活保護法その他関係法令および委託契約に定めるところに従い実施してください。

年度訪問調査実績報告書

年 月 日

函館市福祉事務所長 様

住 所

居宅支援事業者名・介護保険施設名

代表者名

下記の生活保護受給者（介護保険非該当）について、要介護認定等訪問調査実績を次のとおり報告します。

フリガナ					
氏 名		生年月日	年 月 日		
		年 齢		性 別	男・女
住 所	函館市 町 丁目 番（番地） 号				
実施場所	居 宅 内 ・ 入 所（院） 介 護 保 険 施 設 内 ・ そ の 他（ ）				
備 考					

依 頼 年 月 日	年 月 日
調 査 年 月 日	年 月 日